認定保護者の皆様

学校法人マリアンハウス学園 理事長 久保田 幸造

令和5年度における施設等利用費(預かり保育分)の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度に、本園が預かり保育利用料として代理受領した施設等利用費の額は、以下の通りとなります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別に園までお問い合わせください。

令和5年度における施設等利用費(預かり保育分)総額 38,300円

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設等利用費については、認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)
- ・特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、八戸市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり本園が代理受領をしております。